

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

162

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方創生テレワーク交付金の制度拡充

提案団体

徳島県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とすること。  
リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。

具体的な支障事例

当県では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体当たり1,200万までと低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイアインフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分な活用が図られていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

リタイアインフラを有効活用したきめ細かな施設整備が図られ、多数の企業を呼び込むことが可能となるとともに、地域内での協働事業や起業支援といったソフト事業に重点を置いた支援を行う等、地域の実情に応じたサテライトオフィスの運営支援が可能となり、サテライトオフィス進出の加速化・定着化が図られる。

根拠法令等

地域再生法13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)、地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日 内閣府地方創生推進室)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、川崎市、山梨県、長野県、田原市、兵庫県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○既存インフラ(既存の民間等空きオフィス)が多数存在することから、ハード整備個所を指定する前提ではなく、柔軟に受入ができるようにして欲しい。また、単独入居型を対象として欲しい。  
○ソフト事業では、ハード整備個所を指定せずとも、サテライトオフィスの誘致活動(補助金、業務委託等)を実

施できるようにして欲しい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方創生移住支援事業に係る移住元要件の緩和

提案団体

岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移住元要件について、年数要件を廃止するとともに、居住地等要件を緩和すること。

具体的な支障事例

地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住元要件について、より一層緩和いただきたい。

具体的には、

- ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、
- ・居住地・就業地要件については、

現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

東京一極集中の是正

根拠法令等

移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、大分県

○過去2年間において、移住支援金の支給要件を満たす移住相談者がおらず支給実績がないため、対象者を増やすため移住元要件を緩和していただきたい。

○東京一極集中の是正の対象として、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、当県では、既に人口減少が進んでいる地域があり、東京一極集中への危機感は他の地方と変わるものではない。

○コロナ禍により首都圏在住者の地方移住への意識が高まりつつある。実際に、23区外の首都圏在住・勤務者から対象とならないかといった問い合わせが入ることもある。地方移住の促進を図るため、移住元要件の緩

和は必要なことと考える。

○「東京圏に住んでいるが、23区への通勤はしていない方」から、移住支援金に関する問い合わせを受けたが、対象としてご案内できず、当市への移住につなげることができなかった事例があることから、移住元要件を緩和することにより、移住者の更なる確保につながると考える。

○居住地・就業地要件については、東京圏一極集中の是正という事業趣旨に鑑み、就業要件を廃止し、東京圏に一定期間居住していれば可としてもよいと思われる。

○当該事業は、「東京圏への過度な一極集中の是正」を目的とした事業であるので、在住要件としては、「東京23区の在住者」だけでなく、「東京圏への在住者」についても移住元の要件とすることは事業の趣旨に沿うものとなっていると考える。

○23区以外の東京圏内で在住在勤している方から問い合わせが実際にあることから、提案の通り拡大することにより、移住者の増加が見込まれる。